

「分権時代における市議会のあり方」
に関する調査研究報告書

～市議会の現場から議会制度を見つめ直す～

平成 1 8 年 2 月

都市行政問題研究会

発刊にあたって

地方分権一括法が施行されて、地方の自己決定機会と自己責任が拡大し、議会においても議決・監視機能の強化が従前にもまして重要となりました。

分権時代の今、市議会は何をなさねばならないのか、市議会が議決・監視機能をどのように強化するのか、市議会がその役割を果たす上で現行の議会制度のままでよいのかという疑問がありました。

そこで、都市行政問題研究会の平成 16・17 年度の調査研究テーマを「分権時代における市議会のあり方」と決定いたしました。

折りしも、首相の諮問機関である第 28 次地方制度調査会の審議項目の一つに「議会のあり方」が取り上げられ、本研究会は、議会制度を市議会の現場の立場から見つめ直し、市議会の声を同調査会に対し提言することにもいたしました。

今回の調査研究報告書（以下、「報告書」）を取りまとめるにあたっては、役員会において専門的な研究を、また調査幹事会（役員市議会事務局長会）において具体的実務的研究を重ねました。さらに、今回は、調査幹事会に調査幹事会検討小委員会を設置し、広範多岐に及ぶ諸問題について、一年半に亘って精緻な分析を行い、論点を整理しました。

この調査研究の途上、17 年 4 月 15 日には未定稿ながらも報告書中間報告を同調査会に提出しております。その後、同調査会は 17 年 12 月 9 日に「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を取りまとめております。その答申には、中間報告（未定稿）の提言事項のうち諸点が盛り込まれるなど、幾ばくかの成果を得たものと考えています。

中間報告後においても、新たな提言事項について調査研究を進めるとともに、分権の時代における議会と住民との協働や議会の活性化・議会改革の取り組みの様々な事例の検証を重ね、分権時代における議会の役割と議会・議員像をも描きました。

最後に、本報告書作成にあたって、多くの意見を寄せていただいた議員各位並びに調査にご協力いただいた関係各位に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、報告書が各市議会に何がしかのお役に立ていただくことがあれば幸いと存じます。

平成 18 年 2 月

都市行政問題研究会
会長 佐藤 豊美
(新潟市議会議長)

(2) 執行機関の附属機関への参画を見直すこと

長が設置する附属機関である各種審議会、協議会等に議員が委員として参画する事例は、調査によれば減少傾向にあるものの多くの市において議員が委員としてこれに参画している。

本研究会の「10年報告書」の第3部「市議会の活性化方策」において、「議員の審議会等への参加の見直し」に関し、「議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する。」とした上で、次の2つの方策を提示している。

- ①法令に定めのあるものを除き、議会は、議員が審議会等の委員に就任することを慎むよう要綱の制定又は申し合わせを行う。
- ②やむを得ず議員が審議会等の委員に就任する場合には、所管の常任委員会等へ報告する。

なお、附属機関の構成員に議会の議員を加えることについて、行政実例は、違法ではないが適当でないとしている（昭28・1・21）。

従来、長の諮問機関や附属機関などの審議会等に議員が参画することにより、多角的総合政策的見地からの検討に資することが可能となりその必要性が認知されていたが、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の参画を見直し、都市計画法に基づく都市計画審議会委員、民生委員法に基づく民生委員推薦会委員、地方青少年健全育成法に基づく青少年問題協議会委員など法令の定めによるものにとどめるべきである。